

☆ポイント3☆

家族で考えよう!

お子様が、成長とともに自己管理できる力をつけていくことが大切です。

ご家族の方へ

## わが家のネットルール

時間

(いつ・どのくらい)

場所

(どこで)

気をつけること (マナー・犯罪に巻き込まれないために等)



### ○ルールを作るときには・・・

- ・保護者とお子様がお互いに納得できるよう、話し合っ作りましょう。
- ・トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておきましょう。
- ・お子様の成長や生活の変化に合わせて、見直しをくり返し行いましょう。



普段から、おうちの方が日常のマナーや社会のルールを守ることの大切さをお子様に伝えることが重要です。お子様がまねをしないように、おうちの方が健全なネット利用の見本になりましょう。

福井大学子どものこころの発達研究センター 松崎秀夫教授

ご心配な点は、学校や相談機関等にご相談ください。

#### 相談機関

##### ■いじめ問題等の相談窓口

- 子どもや保護者からのいじめ問題等の相談を受け付ける窓口です。
- 「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310
- 福井県子どもの人権110番 0120-007-110

##### ■ネット依存等の相談窓口

- ホッとサポートふくい(こころの相談) 0776-26-4400
- 福井県教育総合研究所教育相談センター 0776-51-0511
- 福井県嶺南教育事務所教育相談室 0770-56-1310

##### ■不当請求や架空請求に関する相談窓口

- 福井県消費生活センター 0776-22-1102
- 嶺南消費生活センター 0770-52-7830
- 福井少年サポートセンター
- 子どもや保護者が警察に相談する窓口です。
- ヤングテレホン 0120-783-214
- 0776-24-4970

作成 福井県教育庁義務教育課  
協力 福井県PTA連合会  
福井大学子どものこころの発達研究センター

問い合わせ先 福井県教育庁義務教育課  
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号  
TEL.0776-20-0574 FAX.0776-20-0671  
発行 令和3年7月

お子様が  
インターネットを  
上手に利用するために  
知ってほしいこと

便利だな

でも...  
困ったことが  
起きちゃった



福井県教育委員会

お子様と  
ネットにひそむ  
危険を話し合しましょう！



実際にあった

トラブル

### 悪口・仲間はずれ

クラスの仲良し数人でやっているグループトーク。Aさんはメッセージの最後に「？」をつけ忘れてそのまま送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

〇〇ちゃんの話ってさ～

いつも面白くない

お風呂あがりに、スマホを見ると「ひどい！」などのメッセージが…。誤解を解こうとしても、反応なし。Aさん以外のメンバーは別グループを作り、Aさんを仲間はずれにしたのです。



### ゲーム・SNS依存

メッセージアプリで、友人とやり取り（トーク）をするのが大好きなBさん。終わらせるタイミングがわからず、夜遅くまでスマホを使う毎日でした。

朝起きるのがつらくなり、眠たくて授業にも集中できなくなりました。体調や成績にも影響が出ているのですが、友人とのトークはやめられません。

### 自撮り画像・動画の流出

Cさんは、SNSのサイトで知り合い、連絡を取り合っていた人から顔や下着姿の画像等を送ってほしいと頼まれ、信用して送ってしまいました。

後日、制服や背景画像から個人情報特定され、「学校や近所に画像をばらまくぞ」と脅かされるようになりました。

画像を送らないこと！

「福井県青少年愛護条例」では、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しています！

### SNSで知り合った人物との接触

つらいことが続き、SNSにつぶやいていたDさんは、気持ちが落ち着く返事をくれる人に出会い、SNSでやりとりするうちに会いに行くことになりました。

出かけたきり帰ってこなくなり、家族が警察に相談。誰にも言わずに会いに行ったことはSNSの記録で初めて分かりました。



### SNSで誹謗中傷

テレビやネットでの言動が気に入らない有名人の悪口を匿名投稿したEさん。同調する人が投稿し、根拠のない悪口が増えました。

Eさんが発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして慰謝料などを求める裁判を起こされてしまいました。



## ネットにひそむ危険から子どもを守るのは、保護者です！

以下の法律でも定められています。

【青少年インターネット環境整備法 第6条（保護者の責務）一部抜粋】

- ・不適切な利用により、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する
- ・フィルタリング等の利用により、子どものインターネットの利用を適切に管理する
- ・子どものインターネット利用状況を適切に把握する
- ・子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める

子どもを守るために

### 保護者ができる3つのポイント

- ☆ポイント1 ☆ **必ずフィルタリングをする。**
- ☆ポイント2 ☆ **子どもの利用状況を把握する。**  
(ペアレンタルコントロールの活用)
- ☆ポイント3 ☆ **家族でルールを決める。**

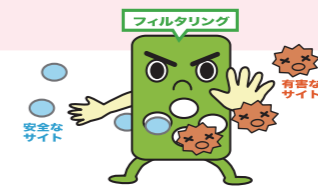


☆ポイント1 ☆

### フィルタリングとは…

子どもに有害なウェブサイトや利用させたくないアプリをブロックする機能です。携帯電話会社で必ず設定しましょう。

- ・利用時間帯の管理
- ・居場所エリア検索
- ・アプリごとの利用制限
- ・歩きスマホ防止
- ・利用状況の確認等の機能があります。



ネット被害にあった子どもの約9割がフィルタリングの利用なし！

☆ポイント2 ☆

### ペアレンタルコントロールとは…

子どものスマートフォン、タブレット、ゲーム機等の利用状況を保護者が把握したり、安全管理したりする仕組みです。それぞれの端末から保護者が設定しましょう。

- ・プレイ時間の制限と調整
- ・配信動画の視聴制限
- ・他のゲーム機との通信制限
- ・課金等の管理
- ・年齢区分のチェック
- 等の機能があります。



携帯型のゲーム機や音楽プレーヤー、契約切れスマホの安全対策も忘れずに！

